

川崎市情報公開条例の整備について

- 答 申 -

平成16年5月

川崎市公文書公開運営審議会

目 次

| | |
|---|-----|
| まえがき | 1 |
| 1 運営審議会の統合（条例第33条関係） | 3 |
| 2 施行状況の報告及び公表規定の整備（条例第35条関係） | 3 |
| 3 開示請求手続きの方法（条例第7条関係） | 3 |
| 4 諾否の決定期限延長規定の整備（条例第13条関係） | 4 |
| 5 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の改正に伴う整備 （条例第8条及び第15条関係） | 4 |
| 6 指定管理者の情報公開（条例第34条関係） | 5 |
| 7 出資法人及び指定管理者の情報の取扱い（条例第8条及び第15条） | 5 |
| 8 公文書目録情報（条例21条関係） | 6 |
| 9 その他の審議内容 | |
| （1）市長の制度運営等に関する調整権限規定 | 6 |
| （2）地方公社（住宅供給公社、土地開発公社）の実施機関化 | 7 |
| 資 料 | |
| 1 （仮称）統合的情報公開制度運営審議会の概要案 | 1 1 |
| 2 川崎市長からの諮問書 | 1 2 |
| 3 川崎市公文書公開運営審議会委員名簿 | 1 3 |
| 4 川崎市公文書公開運営審議会における審議経過 | 1 4 |

まえがき

川崎市では、市民の知る権利を実効的に保障し、開かれた市政の実現を目指すため、5つの柱からなる統合的情報公開制度を展開し、整備・充実に努めてきた。

公文書公開制度は、情報提供制度、個人情報保護制度、公人の資産公開制度及び会議公開制度と並ぶ5本柱の1つにとどまらず、統合的情報公開制度の中心的な位置づけとして、全国の政令指定都市に先駆けて昭和59年10月1日に実施され、開かれた市政の実現に大きく貢献するとともに、多くの自治体に対して、制度の構築及び運用に際しての範を示す役割を果たしてきた。

その後、行政活動の一層の透明性を求める声や市民参加の機運の高まり、さらには、国の情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）の成立など、公文書公開制度を取り巻く環境の変化により、平成12年に本審議会からの答申を受け、平成13年4月1日から新たな条例が施行され公文書公開制度の充実が図られている。

前回の制度見直しから、3年余りが経過したがこの間、情報環境をめぐる社会状況の変化には著しいものがある。国のe-Japan戦略を契機として電子政府、電子市役所の構築が図られるなど、行政の電子化が一層進むとともに市民のインターネット利用も急速に普及拡大している。これらの情報通信技術の発展は市民の利便性を向上させる一方で、新たな問題も生じさせている。

このような状況の中、公文書公開制度が定着する一方で電子市役所の進展や個人情報保護の法制化等、川崎市の公文書公開制度を取り巻く状況にも変化が生じている。

このような新たな状況に対応するため、平成15年12月25日付けで、阿部孝夫・川崎市市長から川崎市情報公開条例の整備について諮問を受けた。

審議会では、3回にわたって集中的に審議を行なったが、このたび、検討結果が得られたので、ここに答申する。

審議は、個人情報保護制度における見直しに関連し、本制度においても検討を要するものを中心としながらも、社会情勢の変化に対応すべく必要な制度見直しを行った。

限られた審議期間でありながら、本答申が内容豊かなものになったのも、ひとえに委員各位による精力的な議論の賜であり、深く感謝申し上げる次第である。

また、個人情報保護運営審議会及び会議公開運営審議会に対しても、各制度の見直しについて同時に諮問がなされた事情を考慮し、審議事項のうち個人情報保護運営審議会や会議公開運営審議会と関連するものについては、各審議会の審議における貴重な御意見をふまえ、相互に調整を図った上で、当審議会としての結論に至ったことを付言しておく。

川崎市においては、本答申を踏まえ、制度の充実に向けて積極的に取り組まれることを期待するものである。

平成16年5月24日

川崎市公文書公開運営審議会
会長 金子正史

1 運営審議会の統合（条例第 33 条関係）

公文書公開運営審議会、個人情報保護運営審議会及び会議公開運営審議会については、より効率的かつ効果的な審議会の運営を図るため、その統合を図るとともに、統合的情報公開制度の充実について、自らが提案できる機能を付与することが適当である。

（説明）

各運営審議会における調査審議内容の充実、組織の弾力化、活性化等の観点から各運営審議会を統合し、統合的情報公開制度の重要事項について、総合的に調査審議することとし、これに併せて高度情報化社会への対応など、運営審議会自らが制度について提案できる機能を新たに付与することは、電子市役所への対応及び行財政改革などの点からもふさわしいものとする。

2 施行状況の報告及び公表規定の整備（条例第 35 条関係）

報告及び公表手続については、実態に合わせて市長が各実施機関の施行状況を取りまとめ、これを公表するという方法に改めることが適当であるとする。また、より速やかな施行状況の公表は必要であり、さらに様々な広報媒体を活用されるよう要望する。

（説明）

施行状況の公表規定に関して、個人情報保護制度及び会議公開制度との整合を図る観点から、市長が各実施機関の施行状況を取りまとめ公表している実態にあわせて規定を改める必要があるとする。

行政情報の迅速な公表は、市民の市政への理解と協力、市政の透明性確保にとって必要であり、また、施行状況は単に公文書開示請求に対する処理状況という事実の概要であることから、より速やかに公表されるべきものとする。

なお、公表手段については、情報通信技術の発展に伴い、市ホームページへの掲載等様々な媒体を利用し、一層、市民に対して制度内容の周知を図っていくことが望ましい。

3 開示請求手続きの方法（条例第 7 条関係）

公文書の開示請求の方法については、情報通信技術の発展に伴い、市民の利便性向上を図る観点から、書面を提出する方法に限らない請求方法に改めるべきである。

（説明）

現行の川崎市情報公開条例（以下「条例」という。）の規定では、各実施機関が定めた

書面を提出することによって開示請求しなければならないこととされている。

しかし、実際の運用では市民の利便性を考え、FAXによる開示請求やさらに将来の本格的な運用に先立ち平成15年4月から試行的に稼働を開始した電子申請システムによっても公文書の開示請求を受け付けている。

したがって、今後とも状況変化による請求方法の拡大に対応できるよう、書面によらずとも、条例等の規定上明示する開示請求の要件を充たしていれば請求を可とするよう請求手続の容易・弾力化を図ることが、今後の情報公開制度の発展に寄与するものと考ええる。

4 諾否の決定期限延長規定の整備（条例第13条関係）

公文書の開示請求に対する諾否の決定期限を延長した場合において、予定した延長期間内に決定できない場合には、延長期間内に再度、期限延長の特例処置を講ずることができる旨の規定の整備を行うべきである。

（説明）

公文書の開示請求に対して諾否の決定期間を延長した後に、対象文書が著しく大量であることなどが判明した場合には、延長期間内に再度、期限延長の特例措置を可能とする規定の整備を行うべきである。

なお、諾否決定期間の延長は、請求人にとっては不利益となる扱いには変わりがなく、極力期限の延長を行うことなく処理ができるよう真摯な対応をお願いする。

5 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の改正に伴う整備（条例第8条及び第15条関係）

不開示事由規定及び第三者意見照会規定に関わる箇所は、法律改正に伴って整備を要するものであり、必要な規定の整備を図るべきである。

（説明）

今回の諮問に係る整備箇所は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が改正されたことにより、不開示事由規定と第三者意見照会規定のうち、公務員及び法人に関わる部分等を整備するものである

今後、このような法律改正に伴う条例の整備は、審議会の議を経ずに速やかに行うこととされたい。

6 指定管理者の情報公開（条例第 34 条関係）

指定管理者は、その管理する公の施設の管理に関し、市民に対して説明責任があり、その管理に関する文書については情報公開制度の対象とすべきである。

（説明）

地方自治法の改正により、ホール施設などの「公の施設」については、民間法人等が市の指定を受けることにより、管理を代行することが可能となった。

この指定を受けた者を地方自治法では「指定管理者」というが、指定管理者は、代行管理を行う公の施設について、市になりかわって施設利用許可、料金徴収、事業運営等を行うものである。

したがって、指定管理者が行う業務の内容及び性格からは、その公の施設の管理業務に関しては市と同様の説明責任が生じるものと考え、その業務に関する指定管理者の文書に限って、条例第 34 条第 1 項に規定する実施機関が指定する出資法人と同様に、情報公開制度の対象とすべきである。

7 出資法人及び指定管理者の情報の取扱い（条例第 8 条及び第 15 条関係）

公文書における出資法人及びその役職員情報に対する不開示事由規定及び第三者意見照会規定上の取扱いについては、市及び市職員と同様の取扱いとなるよう規定の整備を行う必要がある。

また、公の施設の管理に限っての指定管理者及びその管理業務に従事する者の情報の取扱いについても、市又は市職員の情報と同様に扱うことがふさわしいので、規定の整備を図りたい。

（説明）

条例第 34 条第 1 項の規定により情報公開制度を実施している出資法人は、市と同等の説明責任があるものとして、市の公文書開示制度と同内容の規定を設けて情報公開制度を行なっている。

したがって、出資法人並びにその役員及び職員の情報は、市又は市職員の情報と同じ扱いを行う必要がある、不開示事由規定及び第三者意見照会規定の整備を行う必要がある。

また、指定管理者についても、情報公開制度の対象とする必要があることから、指定管理者並びにその指定管理者が管理する公の施設の管理業務に従事する者の情報（その管理する公の施設の管理業務に限定）も、市又は市職員の情報と同じ扱いとすることがふさわしく、これについても不開示事由規定及び第三者意見照会規定の整備を図られた

い。

8 公文書目録情報（条例 21 条関係）

平成 15 年 5 月から提供されている公文書目録検索システムによる公文書目録情報は、条例上の公文書目録として十分かつ有用なものであり、これを現行制度上の公文書目録とする規定の整備が必要である。

（説明）

川崎市では、電子市役所整備の一環として、平成 15 年 4 月から文書管理システムが稼動し、電子文書による起案、回議、決裁、保管等公文書の管理が電子的処理によって行われ、サブシステムとしての情報公開支援システム（公文書目録検索システム）も平成 15 年 5 月から稼動し、決裁済みの公文書についての簿冊名、文書件名等の公文書目録情報がデータベース化され、市ホームページ上で文書分類、所管課、キーワードによる検索が可能となっている。

現行条例及び規則上の公文書目録規定は、紙媒体による公文書目録等の作成を想定したものとなっているが、このデータベース化された公文書目録情報は、制度上の公文書目録に相当するとともに検索機能も付加され、利用者にとっては、より有用なものとなっている。

したがって、この公文書目録情報を現行制度上の公文書目録とする規定の整備が必要と考える。

なお、公文書目録検索システムについては、当運営審議会が平成 12 年 12 月に「将来、電子市役所のシステムが稼動し、電子的な目録でキーワード検索等も可能になるものと思われるが、市の組織や担当業務を熟知していない市民の視点に立った利用しやすい目録の作成方法を検討すべき」と答申しているが、通信情報技術の進展には目覚しいものが見受けられるので、今後も引き続き、利用状況、利用者の意見、状況の変化等を考慮し、システムの改良などの研究、検討を行われるよう要望する。

9 その他の審議内容

（1）市長の制度運営等に関する調整権限規定

公文書公開制度においては、施行状況の報告及び公表以外に調整を必要とする事項は見あたらず、規定を新設する特段の必要性はないものとする。

（説明）

個人情報保護制度においては、個人情報の保管等の制限に関する規定について市長が

定める基準によって各実施機関に事務処理や制度運営を行わせていることや市民からの個人情報保護についての苦情を処理するため、行政機関の長や各実施機関から資料の提出や説明の要求を行うなどの積極的な調整権限規定の必要性があるとのことである。

しかし、公文書公開制度にあっては、公文書の管理等は各実施機関が定めるところによって行われており、施行状況の報告及び公表に際して市長が各実施機関から報告や資料の提供を受けること以外には現行制度上、想定される事項が見あたらず、新たに規定を設ける必要性はないものとする。

(2) 地方公社（住宅供給公社、土地開発公社）の実施機関化

市出資法人等の実施機関化については、対象を地方公社に限定するのか。また、実施機関化する場合には、不服申立てに関して制度上の疑義も残る。したがって、これらの課題について引き続き研究、検討を行われるよう要望する。

(説明)

平成 12 年 12 月の当運営審議会答申では、所管省庁からの地方三公社の実施機関化には問題がないとの説明にもかかわらず、とりわけ不服申立てに関して有効に機能するものであるかとの疑念から、見切り発車の制度化は躊躇せざるを得ないとの結論に至り、公社文書の情報公開制度は、他の市出資法人と同様、条例第 34 条第 1 項の規定に基づく市出資法人情報公開の措置として公社規程による制度として実施されている。

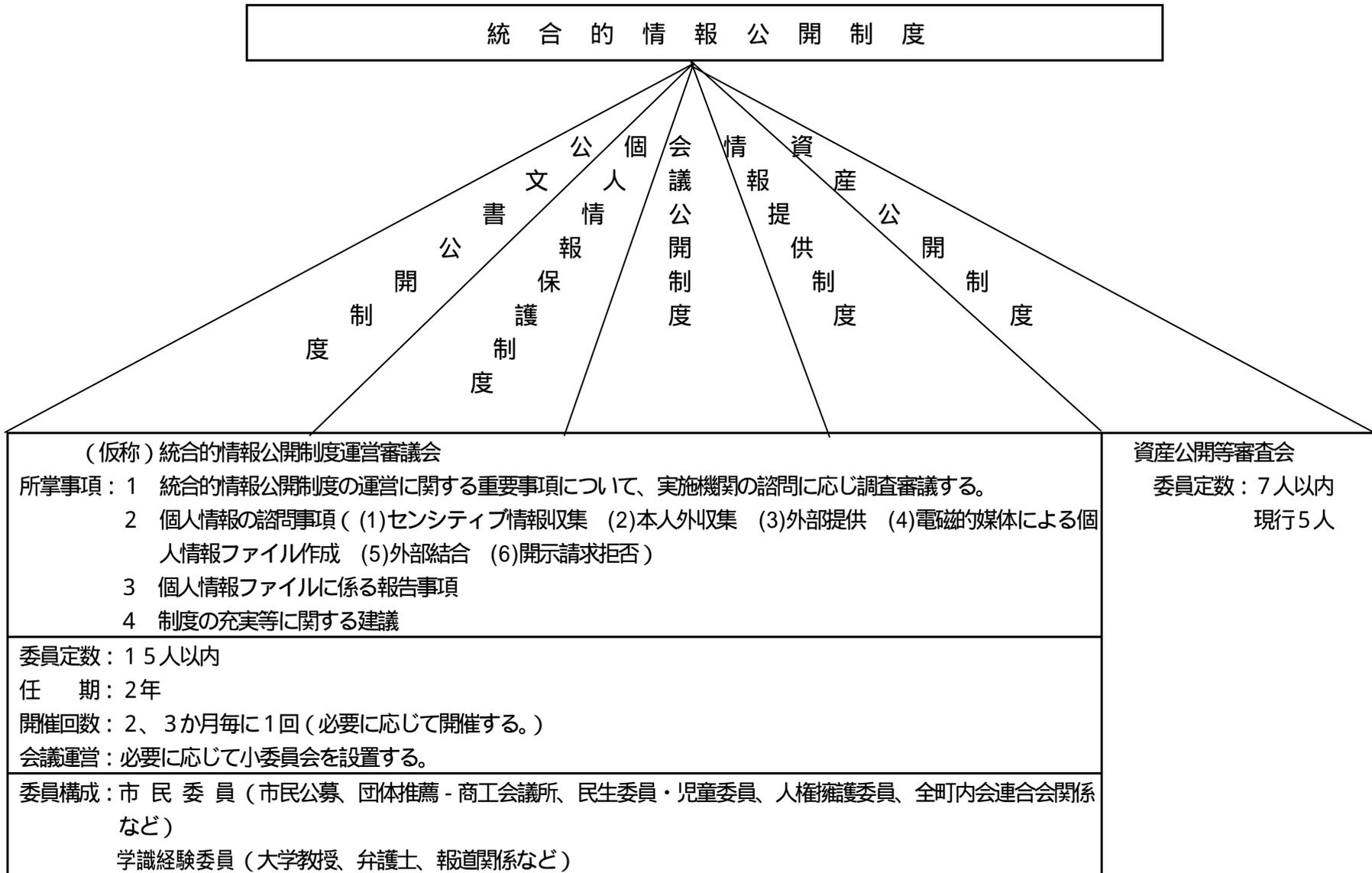
その後、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の制定や岡山県、鳥取県、福岡市、藤沢市、小田原市、逗子市等における土地開発公社を主とした実施機関化など状況の変化があった。

しかしながら、地方公社の情報公開と条例による実施機関化については、地方公社設立法所管省庁から法律的な問題はないと説明がなされたことを担保として実施機関化することにより、地方公社の議決が市長や行政委員会が行う議決と同様に行政庁の処分となり、行政不服審査法に基づく不服申立てや行政事件として訴訟の提起ができるものなのか、あるいは法律的な措置によって解決が図られるべきではないのかとの指摘などがあり、平成 12 年当時の疑義について解決が図られたと言えるのか、なお検討が必要とする。

したがって、いわゆる地方公社をはじめとする特別法により設置された出資法人の実施機関化については、その考え方、対象範囲、行政手続との関係等引き続き研究、検討をお願いしたい。

資 料

(仮称) 統合的情報公開制度運営審議会の概要案



(写)

15川総行情第730号
平成15年12月25日

川崎市公文書公開運営審議会
会長 金子正史様

川崎市長 阿部孝夫

川崎市情報公開条例の整備について（諮問）

本市の公文書公開制度は、平成12年12月、貴会から行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行、昭和59年の旧条例施行後の社会情勢等の変化を踏まえた「公文書公開制度の拡充について」の答申を受け、翌年3月に新条例を制定し、より充実した制度の運営を行っているところです。

しかしながら新条例制定後のこの間、独立行政法人制度の創設等による情報公開法の改正、電子市役所の実現に向けたシステムの構築、国における個人情報保護制度の開始に伴う本市個人情報保護制度の見直しなど公文書公開制度に影響を及ぼす情勢の変化がありました。

したがって、これらの変化に対応し、公文書公開制度のさらなる充実をめざした川崎市情報公開条例の整備について調査審議いただきたく、同条例第33条第2項の規定により諮問します。

1 諮問事項

- (1)川崎市情報公開条例の整備について
- (2)その他必要な事項

2 調査審議期間

平成16年3月目途

川崎市公文書公開運営審議会委員名簿

(任期：平成14年10月18日～平成16年10月17日)

(代表別 敬称略)

| 区 分 | 氏 名 | 所 属 団 体 等 |
|--------------|---------|------------------------|
| 市民代表 | 田 中 洋 一 | 川崎市医師会理事 |
| | 井 本 幸 男 | 川崎市全町内会連合会 常任理事 |
| | 須 山 令 子 | 川崎市社会福祉協議会 母親クラブ研究会委員長 |
| | 正 一 恂 | 市民公募委員 |
| | 福 田 悟 | 市民公募委員 |
| | 横 山 誠 | 市民公募委員 |
| 企業代表 | 佐 藤 朋 佑 | 川崎商工会議所会頭 |
| 労働代表 | 吉 田 正 和 | 川崎地域連合副議長(川教組執行委員長) |
| 学 識 経 験 者 | 金 子 正 史 | 同志社大学法科大学院教授 |
| | 高 井 佳江子 | 弁護士(横浜弁護士会) |
| | 田 島 泰 彦 | 上智大学文学部教授 |
| | 廣 瀬 克 哉 | 法政大学法学部教授 |
| | 人 見 剛 | 東京都立大学法学部教授 |
| | 藤 原 静 雄 | 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 |

会長 副会長

川崎市公文書公開運営審議会における審議経過

| 会議 | 開催日時 | 開催場所 | 主な審議事項 |
|-----|-------------------------|----------------------|---|
| 第1回 | 平成16年1月30日(金) 午前10時～ | 市役所第3庁舎 18階 大会議室 | 川崎市情報公開条例の整備に係る諮問 について (1) 個人情報保護制度見直しに伴う 整備について (2) 電子市役所の構築に伴う整備に ついて (3) 情報公開法の改正に準じた規定 の整備について (4) その他必要な整備について |
| 第2回 | 平成16年3月24日(水) 午前10時～ | 市役所第2庁舎 5階 503会議室 | 川崎市情報公開条例の整備に係る諮問 について (1) 個人情報保護制度見直しに伴う 整備について (2) 電子市役所の構築に伴う整備に ついて (3) 情報公開法の改正に準じた規定 の整備について (4) その他必要な整備について |
| 第3回 | 平成16年5月24日(月) 午前10時～ | 市役所第3庁舎 18階 大会議室 | 答申案の審議・決定について |